

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 26 年 9 月 2 日（火曜日）
午前 10 時 3 分開会、午前 11 時 43 分散会
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、
後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、水野担当書記、佐々木併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、浅沼副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、大村水産担当技監、
高橋競馬改革推進室長、五日市技術参事兼水産振興課総括課長、熊谷理事心得、
黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、
瀧澤農林水産企画室管理課長、高橋団体指導課総括課長、
高橋団体指導課指導検査課長、上田流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、星野農産園芸課水田農業課長、
小岩畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
 - (1) 所管事務調査
「いわての森林づくり県民税事業について」
 - (2) その他
委員会調査について

9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** おはようございます。ただいまから農林水産委員会を開会いたします。喜多委員は、所用のため若干おくれるということですので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付しております日程により会議を行います。

これよりいわての森林づくり県民税事業について調査を行います。調査の進め方についてであります。執行部からの説明を受けた後、質疑、意見交換を行いたいと思います。

それでは、当局からの説明を求めます。

○**菊池林業振興課総括課長** それでは、いわての森林づくり県民税事業について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。1枚目は目次でございますが、最初に概要を申し上げ、次に整備の実績を申し上げ、最後に今後の取り組みという3段落で御説明をいたします。表紙をおめくりいただきます。

まず、1ページ目、制度創設の背景について、アですが、平成10年代ごろに入りまして、森林を木材生産の場としてだけではなくて、森林の公益的機能という言葉を使いまして、総合的に評価をするということが、一般的になりました。この機能を金額に換算しますと、県では年間で2兆6,000億円程度、ちなみに全国では大体75兆円と算定されたところでございます。

その森林の公益的機能ですが、下の図のとおりでございまして、まず、水源の涵養、これは水資源の貯留、調整、洪水緩和、水質浄化などの機能でございます。

次に、県土の保全でございますが、雨が降って表面が流れないといった表面侵食の防止、その他の土砂災害防止、雪崩防止、防風、防雪などの機能でございます。

次に、保健休養でございますが、療養、保養、行楽、スポーツなどの機能でございます。

次に、地球温暖化防止でございますが、二酸化炭素吸収ですとか、化石燃料の代替エネルギーの供給などの機能でございます。

最後に、生物多様性保全でございますが、さまざまな遺伝子保全、生物種の保全、生態系の保全などの機能の五つでございます。

現在では、これらに加えて、本来持っている木材生産や食料、燃料生産など——あとは山の日などの動きもございましたが——文化的な機能、社会的な機能にも着目しまして、これらも含め森林の多面的機能という言葉を使うのが一般的でございます。

次に、イ、ウとして、本県には活用が可能な豊富な森林資源がありますが、木材価格の長期低迷や、林業従事者の減少により管理が行き届かない森林が増加したということが挙げられます。

右側の数値をごらんいただきます。森林面積は118万ヘクタールであり、豊富な資源量を誇りますが、木材価格の低迷、山元の立木価格、山から丸太を出す価格ですが、ピーク時が昭和55年の杉1立方メートル2万2,000円で、ピーク時から見ておよそ10分の1に下がっているということでございます。また、その下の林業従事者でございますが、昭和

51年から平成24年までおよそ35年間ですが、労働者数が3分の1以下となったことがわかります。

次に、2ページ目をお開きください。制度の目的、これまでの経緯でございます。アの目的ですが、先ほど申し上げました公益的機能は全ての県民が森林から受けている利益、恩恵であります。つまり、県民が受益者であるということでもありますので、その考え方に立ちまして、受益者全体に森林環境の維持保全のための費用負担を求め、良好な状態で次世代に引き継ぐということが目的でございます。

イ、これまでの経緯でございますが、平成18年4月に5年間の時限的制度として創設をして、これを財源といたしまして、管理が行き届かない森林の整備のほか、県内各地の森林環境保全活動を応援してまいりました。②でございますが、制度4年目に当たります平成22年には、いわての森林づくり県民税事業評価委員会から、今後も県民税制度を継続することが必要だとの提言をいただきました。評価委員会制度については、後ほど御説明いたしますが、県民の皆様や学識経験者などにより構成される委員会でございます。事業の内容を審査、評価検証のほか、県に対する制度改善に向けた提言などをいただいているところでございます。③でございますが、県として提言を受けまして、制度の継続が必要であると判断し、平成24年12月県議会にいわての森林づくり県民税条例の5年間延長を提案し、全会一致で可決いただいたところでございます。④でございますが、平成23年4月、東日本大震災津波直後の大変な時期でございましたが、第2期県民税がスタートして、現在はその4年度目に当たります。

右の写真をごらんいただきますが、事業内容の説明でも申し上げますが、左の茶色い写真は、植林後の手入れが行われていないままの暗い、死んだような森林でございます。右が適切に手入れを行った結果、地表に光が届き、多層植生が見られる健康な、健全な森林でございます。このように誘導するというところでございます。右下に創設後の1期、2期の表がございますが、この中で、強度間伐によるという言葉があります。健康な森林にするために、間伐を通常より高い本数率で行うことを事業として行っているものでございます。

次に、3ページ目をお開きください。税込などの収入の推移でございます。収入は県民税と寄附金の二つから成ります。ア、税込でございますが、個人県民税の均等割額の納税義務者が約60万人いらっしゃいます。約60万人の県民の皆様と約2万5,000の法人県民税の納税者の法人からこの8年間で約56億円の税込を頂戴しております。仕組みとしては、右の表にありますが、個人は、個人県民税均等割が1,000円でございますが、それに1,000円上乗せをするというスタイルです。ちなみに、県民税はことし二つの県がスタートして、全国35の県で実施されております。県からの強制徴税は個人では300円から1,200円の幅で行っております。法人は、資本金に応じまして2,000円から8万円までの区分で徴税しております。これは、法人県民税均等割の10%相当の上乗せになります。最高8万円というのは資本金が50億円を超える法人が対象でございます。

年度ごとの状況は下に表がございます。毎年度おおむね、個人で6億円、法人で1億円、合わせて大体7億円程度の税収がございます。東日本大震災津波直後の平成23年度には4,600万円ほどの落ち込みがありましたが、その後戻しまして、震災前まで回復したということが見てとれます。

次に、寄附でございますが、取り組みに賛同する企業や個人の方々からこれまでで1,800万円余の寄附をいただいているところでございます。

次に、4ページ目をお開きください。ここからは制度の実績の説明となります。まず、いわて環境の森整備事業であります。これは先ほどから申し上げますとおり、手入れの行き届いていない森林を、公益上重要で緊急に整備が必要であると判断しまして、混交林誘導伐を実施するものでございます。混交林誘導伐というのは、米印で表記しておりますが、間伐を行いまして、地表に光を入れることによって針葉樹と広葉樹が入り交じった林にするということで、公益的機能が高い森林に誘導するという整備方法でございます。先ほどの写真もありますが、整備前と整備後の違いは、右の写真のとおりでございます。

これまでの実績でございますが、事業開始から平成25年度までの8年間では、県内で1,638カ所、1万1,800ヘクタールの森林を整備いたしました。次に、その他の取り組みでございますが、イとして記述してございます。2期目にスタートした際に、1期目の評価検証を踏まえて、事業内容の見直しを行っております。その一つとして、①、間伐材有効利用モデルでございます。これは伐採した間伐材を搬出し、有効利用する取り組みを支援するものでございます。県民税事業で発生します間伐材は森林の管理が不十分な山から出るものですので、低品質なものが多いということで、利用には不向きであると判断しておりますが、中には利用が可能な間伐材も出ますので、県民の皆様から使いたいという御要望がありましたことから、それをお手伝いする事業ということで組み入れました。平成24年度からの実施ですが、搬出してチップ用材等の用途に供されてございます。

次に、②としまして、松くい虫被害木感染源除去でございます。これは、松くい虫被害の先端地域の松林におきまして、アカマツの間伐にあわせて被害木等の感染源の除去を実施する場合は、費用も事業で支援することとしたもので、平成24年度に盛岡市と遠野市で実績がございます。

次に、5ページ目をお開きください。ここからは、いわゆる特区事業でございます。アとしまして、県民参加の森林づくり促進事業でございます。①、事業内容としましては、森林を守り育てる活動と、森林づくりに対する意識醸成に資する活動の二つに支援を行うものでございます。県内各地で地域団体ですとかNPO法人が行っている活動ですが、例えば間伐ですとか除伐、下刈り、枝打ちの体験、松くい虫被害除去などの森林整備や育樹の活動、森林体験、巣箱づくりだとか、そういった木工体験、あとは樹木やキノコの観察会ですとか、キャンプなどの森林環境活動がさまざま行われておりまして、それらに対する支援でございます。これまで地域で森林を守り育てる活動を実施してきた団体や、これから取り組もうとしている団体の費用を支援して、森林環境保全への理解と参加を促進す

るものでございまして、例えば、チェーンソーの燃料費、傷害保険、蜂よけのスプレー、応急の救急器具ですとか、さまざまなものが必要になりますので、それらに支援しております。

②ですが、実績といたしましては、これまでに延べ3万6,000人の県民の皆様、団体数としては延べ179団体が参加するなど、森林環境保全活動への参画が各地で進みまして、森林、林業の重要性や役割について理解醸成が進んだものと考えております。右の図をごらんいただきますが、平成23年度を飛ばしておりますが、これは東日本大震災津波直後ということで、事業を中止しまして、平成24年度から復活したものでございます。一回落ち込みましたが、東日本大震災津波前の水準にほぼ戻ったところでありまして、今後はさらに参加者の増加を促したいと考えております。

次に、6ページ目をお開きください。2としまして、いわて森のゼミナール推進事業でございまして、①、事業内容といたしましては、本県の森林を良好な状態で次代に引き継ぐための人材育成事業でございまして、一つには、県内の小中学校単位に呼びかけまして、児童生徒を中心に、森林、林業に関する学習会を開いていただく。中には教職員に対する事前研修も当然含まれます。もう一つは、森の実践ゼミナールと称しまして、いわゆる指導者研修も行っております。事業実績でございまして、これまで児童生徒を中心に延べ4,700人が参加しまして、森林環境学習を行いました。森林、林業に対する理解が深められたとともに、森林を守り育てる気運が醸成されて、子供たちは将来担い手になるわけですから、将来の岩手の森林づくりの担い手が育っているものと考えております。

もう一つの森の実践ゼミナールでございまして、これはボランティア入門講座のような形から始まったのですが、今では指導者研修の位置づけとなっております。森林との共生とか地域の山づくりなど、意識は高いのだけれども、実際どのように取り組んだらいいか悩んでいるという方々もおられます。森林に関する基礎的な知識はもとより、実際地域をまとめるためにはどうしたらいいとか、気をつけるべきところは何だとか、やる際には準備はどういうことが必要なのか、さまざまな疑問がございまして、それらを学んで指導力、実践力をつけた指導者になっていただいて、各地域において森林環境学習のプランをつくって、学習会など地域の住民の主体的な取り組みをリードするお手伝いができているものと考えております。

次に、7ページ目をお開きください。ウとしまして、いわての森林づくり普及啓発でございまして、①、事業内容でございまして、先ほどから申し上げていますが、森林、林業の役割や重要性、あとはいわての森林づくり県民税についてもっと知っていただくということで、それに関する情報発信を行っております。事業実績といたしましては、テレビや新聞やインターネットなどによる情報発信ですが、東日本大震災津波以降、事業の選択と集中ということで休止しておりましたが、今年度から復活させることとして、現在取り組みの準備を進めております。

そのほか、その下のほうに書いてありますが、毎年度実施しております、いわての森林の

感謝祭におきまして、県民税PRブースを設置してパネル展示を行って、例えばパンフレットを配布するなど普及啓発活動を行っております。なお、今年度は9月20日に陸前高田市矢作町生出地区で、体験イベントとしては、コナラの植樹、気仙中学校生徒によるけんか七夕太鼓の披露、一関市の餅つき振る舞い隊などが披露される予定となっております。

次に、8ページ目をごらんください。被災地の支援ということでございます。先ほど県民参加の森林づくり促進事業については御説明をしましたが、右の図にございますように、県民税を活用して被災地の支援ができないかという提言が評価委員会からもありまして、県民参加の森林づくり促進事業の枠組みの中で被災地支援をしようということで事業化したものでございます。事業内容といたしましては、左の①ですが、市町村やボランティア団体などが東日本大震災津波の被災地域の住民と協働して行う事業でございまして、大きくは森林整備の活動と県産材活用の活動の2種類がございます。

事業実績としましては、平成24年度、25年度の限定的な実施であります。延べ12団体の活動に対して支援を行いました。二つございますが、一つ目の県産材利用といたしましては、下に写真がございまして、被災した岩泉町の小本保育園にアスレチック遊具、木で坂道をつくって上ったりおりたりするのが奥にありまして、手前の家型遊具ですが、お店屋さんごっこなどをやってもらうような遊具の設置の支援をしました。下の右は田野畑村の田野畑児童館と若桐保育園にテーブルやベンチを設置しました。写真はございませんが、このほか、釜石市の保健福祉センターに、乳児健診で来るお母さん方に赤ちゃんのおむつかえのベッドということで、間伐材でつくりました移動式のベッドなどを整備したのもございますし、大槌町では、屋敷前地区の災害公営住宅に、コミュニティスペース、いわゆる団らん広場のテーブルやベンチもこの事業で整備してございます。

もう一つの森林整備活動で、紫波町彦部地区の取り組みですけれども、地域の山の間伐、枝打ちを行って、そこで出てきた材をまきにして、大槌町のNPO法人吉里吉里国と連携して、贈るという事業に支援したものでございます。

次に、9ページ目でございます。先ほど申し上げた事業評価委員会でございますが、納税者であります県民や学識経験者により10名で構成される委員会を設置しております。委員会では、事業の内容が適当であるかの審査や、その成果がどうだったか、検証、評価をしていただき、さらに、県に対して制度改善に向けた提言等をこれまで行っていただいております。活動につきましては、ウェブページで公開しておりまして、目的の一つとしては、事業の透明性ということで、広く県民の皆様にもどのような事業を行ったかを見ていただくこととしております。

最後に、10ページでございます。今後の取り組みでございますが、まずは、現在、2期目の取り組みを進めておりますので、平成27年度までの2期目の取り組みを進めます。アといたしまして、管理が行き届かない森林につきましては、2期目の達成目標は8,000ヘクタールでございますが、その達成に向け、引き続き森林整備に取り組むこととしております。ただ、問題といたしましては、事業実施していただく森林組合などの団体が復興道

路整備、支障木伐採業務も請け負っておりますし、公共道路工事がどんどんふえるということで、それまで森林整備にかかわっていた重機のオペレーターが、建設会社に転職するということが実際に起こっております、作業がおくれる傾向にございまして、それが懸念されるところでございます。

イとしまして、県民の意識向上でございしますが、先ほど申し上げました東日本大震災津波以後に休止していた事業を今年度から復活させまして、まず、アンケートによる住民意識の把握を行って、フォーラムの開催やテレビCM、ラジオ広告、新聞広告などを実際に行いまして、いわての森林づくり県民税に対する理解と県民意識の向上を図りたいと考えております。平成21年度に行ったアンケートでございしますが、森林に対する親しみや安らぎというのはほとんどの方が感じていらっしゃるのですが、だんだん関心が下がっておりますし、そもそも納税者の皆さん全員が県民税を知っているかという、必ずしもそうではないということがございますので、いろいろな意識啓発の活動を行って理解を深めるように進めていきたいと考えております。

次に、次期対策に向けた検討として、(2)のアですが、事業評価委員会におきましては、未整備の森林についての今後の対応も含めて、県民税の今後のあり方の検討を今年度から開始いたしました。まだ結論としてはいただいておりますが、大方は、これは第3期も必要であるというのが委員の考えと聞いております。

イでございしますが、これらを踏まえまして、森林、林業の役割や重要性、県民税の趣旨や取り組み内容、成果などを県民に対して情報発信しながら、先ほどいただいた意見も踏まえて、今後の県民税のあり方について議論を深めるということで、加えてフォーラムの開催など行って、県あるいは委員会だけではなくて県民全体の議論の中で今後のあり方を検討してまいりたいと考えております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対しまして、質疑、意見等はありませんか。

○**佐々木大和委員** 森林環境税、当初の目的はずばりそのものなのですが、間伐が進まないということでやってきまして、きょうの報告で1万1,898ヘクタールが再生したということですが、当初目標がどれくらいで、今どれくらいの達成率なのでしょうか。残っている面積はどのくらいですか。

○**菊池林業振興課総括課長** 制度をスタートした際に、全体で幾らの面積の整備が必要かというのを大づかみしております、約2万6,000ヘクタールでございます。2期目は、このままで行きます、およそ4割の整備が進みますが、順調に進みましてもなお約1万ヘクタール強の未整備森林が残るという計算になっております。

○**佐々木大和委員** さっき報告がありましたように、東日本大震災津波が起きたことから、沿岸部には、山の人たちが復興事業に取り組んでいるという実態が確かにあります。そして、道路等を中心に、いろいろな防災関係の施設のために伐採の技術者たちがそっちのほうで集中的に仕事をしている現実があるわけです。残りの部分をやっていくのに、どの辺に実際に残ってくるのか。5年、5年の10年間でやってきているわけですけれども、5年

で区切った意味は、目的を正確に捉えて、達成させる。これは緊急的な対策なのだというのがそこにあったと思うのですけれども、完全にやれば一番いいでしょうけれども、検証委員会では実際的には3期やるべきだと、一回つくとみんなそう言うのだけれども、実際的にはこの目的がそこに集中して、中心的目的をどこまで達成するのか、実際は100%できないと思うのですけれども、どの辺を目標の数字にすべきか、その辺の議論はどのようにされているのでしょうか。

○**菊池林業振興課総括課長** 制度創設当初と2期目のスタートの際にもそういった議論になっておりました。5年の中で、実は先ほど申しました手入れが行き届かない原因が木材価格の低迷であったり、労働力であったり、つまり生産サイドがどのように動くかで変わりますので、その段階で100%という話はなかなかできないだろうと。世の中が変わるから、その都度対応していこうというのが議論の中でうたわれたところであります。実際、毎年割りますと、大体1,600ヘクタールぐらいの整備をしておるのですが、林業労働力や森林組合の能力から見て、このくらいはやろうと。ただ、その先、2期目が終わって100%というところまでの拳の上げ方ではなかったというのが実際でございます。

○**佐々木大和委員** 現状を捉えながら、確かに就労者も少ないですし、それから山の場合、奥のほうに随分つくっているのです。ただ、現実的な課題としても、国産材の割合がことしどうやら30%ぐらいまで——一番低いときは18%ぐらいでしたか——それで大体30%ぐらいまで来て、50%目標に向かっていくというので、来年になれば30%ぐらいの数字でしょうか、そういうところになってくれば中身が変わってくるのだろうと。そういうのと連動しながら、一定のものは達成してきているだろうと思います。植林をするまでは非常に大変な将来の夢を見ながら、みんなやってきたのですけれども、現実的には育成段階で間伐ができなかったという実態があったのです。ある程度この税制によって難しいところをやってきたという成果はあると思うのですが、次は、国産材はそこまで需要が回ってきた、さらにバイオマス等々も含めて、山の中の材を全部利用する段階になれば、新しい政策を展開する必要が出てきているのだろうと思いますので、ぜひ、検討委員会や執行部で十分な検討をして、次の対応を考えてもらいたいと思います。

○**菊池林業振興課総括課長** 委員お話のとおりでございます。林業政策全体がどのように動くかがあります。バイオマスの話とかもありまして、需要がどんどん伸びて、今までは捨てていたけれども、これは売れるとなれば増産するわけです。平成24年で素材生産129万立方メートルですが、平成25年で137万立方メートルに、一気に伸びました。これは、東日本大震災津波前の数字を上回る数字になっておりました。需要が大きくなれば、今までの造成をやってももうからない、再造林もしないみたいなことからだんだん変わってくると思いますので、そういった林業施策本体と連動しながら、一方で、それでも手が届かないところはこの県民税事業で補完しながら、あわせて進めていきたいと考えております。

○**清水恭一委員** 今の佐々木大和委員と少しダブるかもしれませんが、森林づくり推進事

業ということでこの税をいただいているわけで、3ページに大きく柱があるわけですが、一つ目にはいわて環境の森整備事業、二つ目は県民参加の森林づくり促進事業、そして森のゼミナール等、いろんな周知、県民の意識の高揚に使う。いずれ現場に帰っていくお金というか、本当に森に帰っていくお金というか、そういったのと、さらには森づくりの意識高揚とか、予算は三本柱に思われるわけですが、あらあら、3分の1は森に帰っていくとか、半分ぐらいは帰っていくとか、もしわかればお知らせをいただきたいと思います。

○菊池林業振興課総括課長 先ほどから御説明しておりますが、林業生産のための事業ではなくて、環境を守るということなので、何割が戻るといふ言い方はちょっと難しいですが、これまで間伐しても全くもうけが出ないから放っておきましょうというものを、その分丸々県が費用として支援をしていますので、生産支援ではなくて、環境を守る支援ということですから、全部山に戻るお金になります。

そのほか意識醸成の仕事等ございますが、NPO法人ですとか、さまざまところは、もともとお金がないわけですので、先ほど申し上げたチェーンソーの燃料代、軽トラックの燃料代、運賃、作業員への謝礼ですとか、さまざまなことがかかりますので、全部県で見ましょうということで、一つの団体で大体四、五十万円くらいは支出しております。最高では、上限としては100万円と規定しておりますが、団体の活動の規模によって、収入は変わってきます。基本的には、全部が山で活動する方なり、山で意識醸成の活動をする方々に全部お渡しする仕組みになっております。

○清水恭一委員 それはよくわかります。当然のことですが、いずれ私が言わんとするところは、県民の人たちは、ほとんどそういった意識醸成ではなく、山の整備に使われているのではないかと考えているわけです。したがって、現場の人たちも、県ではいわての森林づくり県民税が7億円ぐらいあり、森に有効に使われているのかどうかというのを周知はしているでしょうけれども、私は、よく理解していない人が多いのではないかと考えておりますので、その辺をさらにわかりやすく、森に有効に使われていると、大いにPRをしていただければと思います。

それとあと一つ、これ私の個人的な印象ですが、いわての森林づくり県民税を使うというのではなく、例えば、松くい虫の除去対策などは別ものでやってもいいのではないかと思うのです。緊急時で、使いやすく、県民の森に使いなさいという税金を、松くい虫みたいな特殊な事情のものは独自に予算化して使うべきではないかなと思ったものですから、もしお考えがあればお伺いしたいと。

○菊池林業振興課総括課長 先ほどは失礼しました。7億円ぐらいの毎年の収入で、ハード整備に当たりますのは八、九割、6億円程度はハード整備に回ってございます。松くい虫被害除去等は別にとのお話もありました。実は、森林づくり県民税は35の県で行われておりまして、それぞれ考え方がございます。全ての県は間伐、手入れなどもやるのですが、それに加えて、例えば、神奈川県では水を守る活動に対しての助成ですとか、その県の事情に応じた取り組みというのも行っております。私有林の公的管理にまでお金を

出すという県もございまして、いわゆる治山事業でたまりました土砂とか流木の除去は、森林保全の事業予算で普通は組むわけですが、そういうのにまで出すという県もございまして。さらに、もっと進みまして県産材の利用が進むことが、結果として森林を守る活動につながるので、例えば、県産材利用の新築住宅に支援をしたり、バイオマスの搬出とか、加工の支援をしたり、言ってみれば林業の補助体系、支援体系の全体にかぶるような支出をしているところもございまして。

県によって事情があると思いますが、岩手県は、松くい虫は大きな課題の一つでありますので、それらも含めて今後どのように、2期は来年度までですが、3期目にも検討するとすれば、どういったやり方が考えられるか、どういうことが県民の理解を得られるか、そういうのは議論の中で深めていきたいと考えております。

○高田一郎委員 よくわからないのでお聞きしますけれども、いわて環境の森整備事業というのは、いわば公益上重要な、緊急に整備が必要な人工林に対して森林整備をするということなのですかけれども、全体の人工林がどの程度であって、そのうち2,100ヘクタールを対象にするということなのでしょうか。全体の人工林がどの程度になっているのかということと、それから先ほどの議論の中で2万6,000ヘクタールを対象にしたうち、1万1,898ヘクタールがこの事業で再生したということだったのですが、残りが1万1,000ヘクタール、数字が合わないのですけれども、その辺についてわかりやすく説明していただけますか。

○菊池林業振興課総括課長 本県の人工林でございまして、全体で33万5,000ヘクタールでございまして。先ほど整備の目標を定めて、全体で2万6,000ヘクタールあって、2期が終わっても1万ヘクタールは残るだろうという話をしました。実際のところは、足し算というのが難しいのでございまして、把握の仕方とかもございまして、状況が変わります。例えば、手がつけられなかったけれども地権者の合意が整って手が入ることになったりとか、今まで放っておいたけれどもバイオマスの需要があるから切って出そうとかいうことで、実は毎年動いておりまして、ある段階で今後の見通しを立てて、数字については精査をして対策を考えたいと考えております。

○高田一郎委員 事業を展開していく上で対象となる面積が変動していくことになりましてけれども、実際、対象となる人工林というのは、公益上重要で、緊急に整備が必要だとありますから、この分母自体も変わっていくのかということかと思うのですが、そういうふうに理解してよろしいのでしょうか。

それから、これを整備する上で、先ほど菊池総括課長から説明がありました、東日本大震災津波で森林組合の仕事がさまざまな分野でふえているとか、重機のオペレーターが建設業者にシフトしているとか、森林整備を進めていく上で東日本大震災津波の影響があるのかと思うのですが、具体的にどのような影響が出ているのか説明していただけますか。

○菊池林業振興課総括課長 二つの御質問がございました。まずは、整備すべき対象森林

の面積は、分母が変わるのかということなのでございますが、先ほどもお話し申しましたとおり、基本的には私有財産でございます、それぞれの所有者の考え方がありますから、動きます。今までは大丈夫だったけれども、そろそろ手をかけなければならないのだけれども、手がかからないということになればふえていきます。そういうことで分母は動くものと考えております。

労働力のことでございますが、先ほど重機のオペレーターが離職しているというのは、数字では把握していませんが、整備の働きかけを行う際に、実は仕事を受けられないのだという話の中で聞いた内容でございます。

○高田一郎委員 最後にもう一つございます。この事業を進める上で事業評価委員会を設置して、さまざまな御意見を聴取しながら対応しているということですが、制度改善に向けた提言等をいただいているということなので、具体的にどういう提言をいただいているのか、それがどういう形で処理されているのか。具体的な提言がどのような形で出ているのかということ、それに対する対応ですね。

○菊池林業振興課総括課長 県によりましては、森林づくり県民税を毎年の予算消化と言ったら変でしょうけれども、来年度はこういうことをしましよと執行部が考える。評価委員会がない県もございます。そういう中で、我が県では、さまざまな現状を委員の皆様はその都度説明して、こういった問題があります、こういった声を聞いていますという話をして、来年度に向けてはこんなことを考えたいのだということ、ブレイクストレーミングの段階でやっております。その中で、県民の皆様もいれば、林業の専門家の方もいらっしゃるの、そういった話をいただいて、それを来年度の林業施策で取り組めないかとか、国に対して要望できないかとか、実際にそういった活動をして、こういう要望したけれどもこうなりましたとか、こういうふうに予算化しましたとか、議会で議決いただいた予算についてもきちんと説明して、環境を守ることなのですが、環境も含めて林業施策全体が今こうなっています、こういうふうにしたいと思っております、御意見をいただきますという話をして、その都度バックいただいて、実際の施策の検討に使わせていただいております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもっていわての森林づくり県民税事業についての調査を終了いたします。

この際、執行部から主要農作物の生育状況と技術対策について、発言を求められておりますので、これを許します。

○下村農産園芸課総括課長 それでは、主要農作物の生育状況と技術対策について御報告を申し上げます。お手元の資料2ページものをごらんいただきたいと思います。

最初に、これまでの気象経過でございますが、4月以降7月まで気温が高い状態で推移してございましたけれども、8月の中ごろから最高気温が平年を下回るという状況で来て

ございます。また、6月まで少雨ということでいろいろ話題になってきておりますが、7月、8月に入りましてまとまった雨が降ったところでございます。中には台風11号の大雨で被害が出たところもございます。

8月21日に気象台が発表いたしました1カ月予報が、ほぼ半分過ぎたわけですが、気温につきましてはほぼ平年並み、降水量は平年並みか多い、日照時間も平年並みか少ないという予報が出てございます。こういった気象経過を踏まえまして、今後主要な農作物の生育状況と、今後の当面の技術対策でございます。

最初に水稲でございます。水稲の出穂につきましては、平年より4日早く出穂したところで、その後の天候等もありまして、現在登熟は順調に進んでいるものと見てございます。農林水産省が8月27日に発表いたしました8月15日現在の作柄によりますと、本県につきましてはやや良となっております。全国的にも良ないし平年並みという見込みとなっております。今後の技術対策でございますけれども、これから収穫期を迎えてまいります。もみの黄化率等を参考にしながら、適期収穫を呼びかけているところでございます。

2ページ目をお開き願います。畑作農地でございますが、大豆につきましては生育は大変順調でございます、開花もやや早い状況となっております。今後収穫期に向かいます、雑草の抜き取り等を徹底するようにしてございますし、麦につきましては、これから水稲の刈り取り時期と播種適期が重なってまいりますので、播種がスムーズに行えますように排水対策等の実施を呼びかけているところでございます。

次に、野菜でございます。キュウリ等果菜類につきましては、7月まで非常に順調に生育しておりましたけれども、8月以降降水量が多く、日照が少ないということで、草の勢いが低下してございまして、現在、8月に入って出荷数量は平年を下回っているような状況となっております。一方、キャベツ等の葉菜類につきましては、おおむね順調に生育してございます。今後こういった気象状況でございますので、全般に病害の発生が懸念されますことから、防除の徹底、勢いが低下しております蘇生、回復のための摘葉、摘果といったものを徹底するように呼びかけているところでございます。

次に花でございます。リンドウはこれから彼岸向けの品種の出荷になってまいります。彼岸向け品種の生育につきまして順調となっておりますし、コギクにつきましては、ややつぼみのつきが早まっているという状況でございます。あと20日ほどで出荷になりますので、病虫害の発生等、防除を徹底するように呼びかけているところでございます。

それから果樹でございます。リンゴの肥大につきましては、おおむね平年並みとなっております。早生種、つがる、きおう等につきましては、出荷はちょうど今から始まりつつあるところで、おおむね平年並みの出荷になるものと見てございます。技術対策でございますが、今後、順次、なかて、おくてまで収穫期がございまして、それぞれの熟期に合わせた適期収穫、あるいは今後台風時期になりますので、支柱の補強等の対応策の事前の徹底といったものを呼びかけてございます。

最後に、野菜、花の販売状況でございます。8月20日現在、全国農業協同組合連合会岩

手県本部の取り扱い状況が下の表になってございます。野菜、花卉とも全般に出荷数量が前年をやや上回る一方で、単価は前年を若干下回るということで、販売額は前年並みという状況となっております。

○**工藤勝博委員長** ただいまの報告に対する質疑を含め、この際、何かありませんか。

○**菊池林業振興課総括課長** 先ほどの私の御説明の中で、言葉足らずだったところがございますので、追加でお話をいたします。

まず、松くい虫対策の関係でございますが、私の説明ではこのいわての森林づくり県民税事業でやっているように聞こえたと思いますが、本来は松くい虫対策の事業がございまして、いわての森林づくり県民税事業では先端地域で、しかもアカマツの間伐をしているところについては、除去の部分の支援も加えて行うという、本来事業に加えた部分というお話で先ほど御説明をいたしました。それが一つ。

もう一つが、先ほど人工林面積 33 万 5,000 ヘクタールのお話をし、1 ページ目に人工林 49 万ヘクタールという数字がございます。この違いを説明しないとわかりづらいということがありまして、49 万ヘクタールというのは森林の公益的機能を算定するために県内の人工林全てを拾った数字でございまして、いわての森林づくり県民税事業は国有林にはお金をかけていませんから、先ほど申し上げました 33 万 5,000 ヘクタールは国有林を除いた、民有林だけの人工林が 33 万 5,000 ヘクタールという説明でございます。大変失礼しました。

○**小野共委員** 1 点、けさの岩手日報なのですけれども、またかという記事が出ました。アワビの密漁の話であります。去年も 8 月と 10 月ですか、普代村と宮古市でしたね。ことしも 8 月、けさの岩手日報によりますと 8 月 25 日未明に捕まえたという話でありました。そのこととは別に、県でつかんでいる事実関係というのを明らかにしてほしいと思うので、そここのところをお願いします。

○**山口漁業調整課長** 現在アワビの密漁につきましては、漁業取締事務所、県警本部、逮捕にかかりました、釜石と大船渡の両警察署で捜査中で、共犯者等の影響もありますので、私どもにも詳しい事情がもたらされていないということと、実際には公開することができない状況でございますので、捜査の状況を見守っていただきたいと思っております。

○**小野共委員** わかりました。それでは、けさ出た報道については納得しました。平成 20 年の漁業法の改正で罰則が強化されましたのは既に周知のとおりでありますけれども、別件で去年の 8 月の普代村と 10 月の宮古市の件で、強化された罰則が 6 カ月以下の懲役、10 万円以下の罰金でしたか、それが反復性、継続性が認められ、去年の 8 月と 10 月の事件はどのような罰則になったかというのをわかっていればお聞きしたいと思っております。

○**山口漁業調整課長** 今までは、アワビの密漁については岩手県漁業調整規則違反で、6 カ月以下の懲役、または 10 万円以下の罰金、もしくはその併科ということだったのですが、平成 20 年の漁業法の改正と、岩手県漁業調整規則の一部改正によりまして、漁業法の罰則が直接適用になることになりまして、200 万円以下の罰金及び 3 年以下の懲役ということになっております。昨年度の 2 件のアワビの大規模密漁でございますけれども、

8月と10月なのですが、10月の宮古沖につきまして、主犯格につきましては懲役1年2カ月の実刑判決が出たということになっております。漁業法の罰則が県内で初めて適用になったということです。

○小野共委員 普代村はどうなったのですか。

○山口漁業調整課長 8月に行われましたものにつきましては、漁業法の直接の適用ではなくて、船舶安全法の適用になりまして、罰則が懲役8カ月ということになっております。そのほかに、主犯格については罰金50万円と無検査船を使ったということで、モーターボートが没収となっています。

○小野共委員 確認ですけれども、どちらも反復性、継続性が認められたということではないのですか。

○山口漁業調整課長 漁業法の適用になったのは、あくまで10月に摘発されました事件のみでございますので、反復性、継続性が8月のものに適用されたかどうかは不明でございます。

○渡辺幸貫委員 読めば、それなりにとれそうには書いてありますが、私の地域でも営農組合というのをやっていて、法人化を進められていると。ただ、ことしは幾らもらえるかわからないけれども、これから米が単価的には期待ができない。そうすると、今まで営農組合の組織をつくることによっていろんなお金がもらえてよかったのだけれども、あとは延長しないから必ず営農法人をつくりなさいという指導をいただいたりして苦慮しています。地域の中では合意にならないなんていうことが最近よく話題になるわけですが、営農組合の今後といいますか、必ず法人化しなければならないのか、その点の見通しについて教えていただければと思います。

○高橋農業振興課総括課長 法人化についてでございますけれども、まず一つは、地域の中でどういう形態が望ましいのか、そこの話し合いをもとにして決めていくということだと思います。といいますのは、先般、東北農業経済学会というものが開催されまして、その中で法人化の取り組みをしているところ、あるいは営農組合のままで進めているところの事例が発表されまして、サラリーマン収入で生活費を得て、農業に携わるのは定年後の人がその農業を支えるという、いわゆる生活資金の取り組み方が集落の農業の方向だという一つ取り決めをしております。そういうものにつきましては、やはりその形態でいくべきものと考えてございます。ただ、永続性であるとか発展という部分に触れる場合は、望ましい方向とすればやはり法人化であろうと考えてございます。

○渡辺幸貫委員 つまり、営農組合を続けていきながら補助金をもらってきた。これから必ず法人化をしなくてもいいということではないのですか。

○高橋農業振興課総括課長 法人化する、しないというのは、最後は地元の判断でございます。ただ、何回も申し上げますが、有効性あるいはその地域がいわゆる会社形態で収益を求めていく、発展していくという場合は法人が望ましいということでございます。

○高橋孝眞委員 新しく始まった日本型直接支払制度の関係なのですからけれども、農地・水

保全管理支払交付金の関係で、春先から農家の人たちと、地域の人たちが畦畔の草刈りや泥上げ等をやっているわけですし、今うちのほうは3回目の草刈りをしていますが、1回目から草刈りに出た人たち、泥上げに出た人たちのお金は、いろんな燃料もかかっているわけですが、一切まだ支払いはされていないということで、いつごろ支払いになるだろうという話になっているわけです。なぜおこなっているのかということ、いつごろ支払いがされるものかについてお願いをしたいと思います。もう一つ、農地中間管理機構の関係ですが、これは現状ではどういう内容になっているか、それから賃貸借なり集約化を進める、そういうことで来ているわけですが、現状はどこまで来ているのかという感じで、現在の進捗状況についてももしよければお願いしたいと思います。

○伊藤農村建設課総括課長 地域資源保全活動、日本型直接支払制度の支払いについてでございますけれども、各市町村から地域協議会に申請をし、承認されれば支払いされるということになっておりまして、これまで県内で2万4,000ヘクタールに関しまして、採択手続、申請が行われているということになってございます。手続され次第、余りおこなうことなく支払いをするということで地域協議会も取り組んでおります。

○高橋孝眞委員 なぜおこなっているのか。

○伊藤農村建設課総括課長 北上市の分ということですか。

○高橋孝眞委員 北上市だけですか、おこなっているのは。

○伊藤農村建設課総括課長 標準的には約3カ月、四半期に1回ほど受け付けながら支払いをするということにしておりますけれども、各地域で支払いをなるべく早くという要請もありますので、地域協議会では3カ月に1回に加えて、随時受け付けて支払い手続を行うということにしてございます。

○千葉担い手対策課長 農地中間管理事業の現在の状況についてということですが、8月1日から31日まで農地の受け手の公募が終了いたしまして、今現在集計を始めたところでございます。今後3カ月程度かけまして、借り手はしかりですが、貸し出し相手のマッチングを各市町村ごとに行いながら、貸し付けを進める予定でございます。

○伊藤農村建設課総括課長 先ほどの日本型直接支払制度の関係でございますけれども、地域協議会は申請いただいた都度事務の手続を行い、支払いをするということにしてございます。

○高橋孝眞委員 確認なのですが、北上市だけなのですか、おこなっているのは。よくわからないのは、聞いていると県からお金来ないとか、そういう話をちらっとうちの事務局で話をされているのですけれども、そういう意味ではないですね。北上市で事務手続がおこなわれているということよろしいですか。

○伊藤農村建設課総括課長 地域協議会では、申請いただいたものにつきましてはその手続を確認した上で交付をしていると承知しております。

○高田一郎委員 生産者米価の相場となります概算金が各地で公表されております。米価の暴落対策についてお伺いしたいです。新聞報道では千葉県のコシヒカリが概算金9,000

円、茨城県のあきたこまちが7,800円。全国的な動向を見ますと、60キロ当たり2,200円から最高で3,500円減少になっています。今農家の最大の関心事は、ことしの概算金が一体どうなるのかと戦々恐々としています。本当に今国も県も集約化とか、規模拡大農家を育成している状況ですけれども、大きな農家ほど1万円以下になったらやっていけないという声が出ています。岩手県はどうなっていくのかということと、全国的な概算金の暴落に対して県としてどのように受けとめているのか、まずこの辺についてお伺いしたいと思います。

○上田流通課総括課長 委員からお話がありました概算金でございますが、御指摘の内容のとおりでございます。まだ全部の県で出たわけではありませんが、決定されたところを見てみますと、昨年度に比べまして概算金の金額はかなり落ちているということがあります。原因として、新聞報道のとおりでございます。平成25年度産米の持ち越し在庫の状況、あるいは平成26年度産米、今の報告にもございましたとおり、平年作以上の見込み等々があったといったことで一定の需要緩和が想定されて、こういった金額が決定されたと聞いております。

本県の場合でございますが、平成26年度産米の概算金につきましては、9月10日に全国農業協同組合連合会岩手県本部から公表されると聞いております。現時点では、見込みに対しての情報ございませんけれども、今後とも全国農業協同組合連合会初め各方面から情報収集に全力を注いでやってまいりたいと思っております。

それから、これに向けた対応でございますが、今現在まだ金額が確定しておりません。あくまでも概算金でございますから、これをもって販売価格等に直接ということではございませんものの、委員御指摘のとおりでございます。当面の農家の手取り額の減少に直接つながるものがございます。例えば農家の資金繰り等の悪化等も懸念されるという話も聞いております。そういったことで、厳しい状況を当然想定しなければなりませんので、例えばこういった事情が過去にもございました。その対応等について、影響を緩和させる場合に想定される内容、対策について確認等を行っているというところでございます。まず、9月10日の決定を注視してまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 概算金は全国農業協同組合連合会が決めるのでありまして、私も注視しているのですが、9月10日に決定すると、それを踏まえて対応していきたいという話がありました。今北海道を除く米の生産費は、直近の数字で平成24年度は1万3,809円ということで、これは平成24年産ですから、この間の農薬、肥料等の高騰など資材費が上がって、恐らく1万4,000円を超えているのではないかと思います。今時点でも生産費を賄えないような米価の中で、さらに今回の米価の暴落、どうなるかわかりませんが、上がる要素はないと思います。2,000円から3,000円下がるということになると、これは本当に大変ではないか。今、農地中間管理機構というお話もされましたけれども、米価が落ち込んでしまえば、出し手はどんどんふえても、こんな米価では農地の集約や規模拡大ができないということで、農地中間管理機構自体が大変になってくると思います。

そして今、私の地域でも基盤整備事業がやられていますが、資材の高騰等で農家に示されている数字というのは10アール当たり250万円です。5%負担ですから10アール当たり十二、三万円。米価の暴落で基盤整備事業そのものにちゅうちょしていると。米価の暴落は物すごい大変な影響が出てくると思うのです。もう少し県当局も米価問題については危機感を持って対応してほしいと思うのです。この米価暴落の背景というのは、2013年産米が非常にだぶついていると。全国農業協同組合連合会や卸売業者がかなり低い価格で売らざるを得ないという状況がある。政府自身が過剰になるということを知りながら対策をとってこなかったというところに最大の問題があると思うのです。こうした中で、国が需給と価格に責任を持つというか、今回農政改革で生産者団体にやれと仕向けたわけですけれども、始まった途端にこの政策の破綻が明らかになったのではないかと私は思うのです。もう少し県が危機感を持って、国に対してしっかりとすべきことは言う。9月10日の全国農業協同組合連合会岩手県本部の決定を待って対応するという姿勢ではなくて、しっかりした対応をしてほしいと思うのですが、小原部長、直接答弁いただければと思います。

○小原農林水産部長 米の概算金でございますが、先ほど上田流通課総括課長が答弁したとおり、ことしはなかなか厳しいという予想をしております。発表の時期は9月10日という話でございますが、いずれ県としても下がることは必至であろうと。しかも全国状況を見ていると2,000円から3,000円程度下がっている。そうした場合、直近の例ですと平成22年度もかなり米が暴落した年でございます。そのときにとった県の対応といったものは、今内部で事務的に検討を進めてございます。これは全国的に米の消費が落ち込んでいるので、究極的には消費拡大、消費が上向かなければ価格というものはなかなか難しいのかと思っております。

したがって、まず一つは消費の拡大ということ、これも今までもやっていることではございますけれども、それとあわせて、当面ことしの対応について概算金が出た後、検討するというものではなく、今現在事務的にやっておりますので、それらを含めて、あとは農家の意向も含めまして、県としての対応を考えてまいりたいと思っております。

あとあわせまして、国でも新たな米政策を出したわけでございますけれども、来年度以降の生産についてもどのようなスタンスで県として臨むべきかということも今検討を進めてございます。

なお、説明が一つ漏れていましたが、御案内のとおり米価変動補填交付金が今年度から廃止されているということもありますので、影響は大きいと県は捉えてございます。これは先の話ですけれども、国で、現在、農業経営の全体の収入に着目した収入保険の導入についての検討を進めているということもございますので、それらの動きも踏まえながら、県としての対応を早急に検討してまいりたいと考えてございます。

○高田一郎委員 米価変動補填交付金の見直しはもとより、生産調整を達成した農家への直接支払交付金、10アール当たり1万5,000円から7,500円を将来なくしていくと。それ

にさらに輪をかけて、概算金が1万円を割るのではないかという状況ですから、消費拡大という話もありましたけれども、県だけで問題解決できないということは明らかですから、今回の暴落の原因というのは、最初から過剰傾向だとわかりながら国も対策をとってこなかったということは明らかなので、国に対してもう少ししっかりと提案、物を申すということをしなないとまずいので、しっかりした対応を求めていきたいと思います。

もう一つ、牧草地の除染問題についてお聞きしたいと思います。牧草地の再生対策事業による除染作業を3カ年事業で汚染実施計画作業工程表に基づいて対応してきたと思うのですが、ことしは最終年度でありますので、直近の除染状況、さらに暫定許容値を上回る箇所があると思うのですけれども、これが具体的にどの程度になっているのか、見通しについてお伺いしたいと思います。

○小岩畜産課総括課長 ただいま牧草地の除染の進捗状況について御質問がございました。牧草地の除染ですけれども、この4月に全体の面積を取りまとめております。全体で1万3,350ヘクタール除染が必要な面積が出てきております。このうち、平成23年度から平成25年度までかかりまして約1万ヘクタール、率にしまして75%強、除染が完了しております。そして今年度、残りの3,300ヘクタールほど除染を進めてございます。これを何とかやりきりまして、除染の対応をしたいと考えてございます。

今年度の3,300ヘクタールの進捗状況ですけれども、7月末の段階で約57%の除染が完了してございまして、今の時期はちょうど播種、種まきの時期ですので、除染行為は中断して、先に除染した牧草地の播種作業に注力してございます。播種作業の時期が終わった後、また残っている牧草地の除染を進めて、圃場によりましては来年の春の播種になる圃場もございまして、いずれ全てを完了させるという状況で今進めてございます。

それで、これまで暫定許容値を超えた牧草地がどれくらいあるのかということでございます。23年度からこれまでやってきてございまして、トータルで290ヘクタール弱の再除染が必要な牧草地が発生いたしました。このうち100ヘクタール弱につきましては、平成25年度に除染を完了してございまして、今年度残りの190ヘクタール弱の再除染を進めるということにしております。暫定許容値を超えた牧草地ですけれども、94%ほどは一関市の管内にございます。御案内のとおり、一関市に非常に高濃度の放射性物質が降ってしまったということもございまして、国と協議をした上で進めました方法、すなわちプラウ耕をやった後に再度整地、施肥、播種等の方法で、100ベクレル以下にならなかった状況が発生してしまいました。これにつきましては、平成24年度いろいろ調査をいたしまして、平成25年度から一関市だけは、放射能が非常に濃いリター層、枯葉の層、そしてルートマット層、——根っここの層ですけれども——ここをプラウ耕をする前に、バーチカルハロー等で表層攪拌をした後でプラウ耕をかけるという一手間ふやす工程で除染し、今年度、効果判定をしていますけれども、ほとんど100ベクレル以下になってございまして、この状況ですと、先ほど申しました290ヘクタール弱の再除染も、本年度で全ての除染を完了してまいりたい。そして、来年度以降の判定になりますけれども、牛に安心して食べさせるこ

とのできる草を少しでも多くつくってまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 最後になりますけれども、再除染が全部で190ヘクタールですね。その他については57%だけでも、年度内に決着したいという話でありました。県も市町村も本当に苦勞してやられていることに感謝申し上げたいと思います。特に小岩畜産課総括課長は現場にいたときに本当に苦勞されて、感謝申し上げたいと思っております。

それで、天候の関係もあると思うのですが、予算的には牧草地再生対策事業というのは今年度限りですよ。次年度に持ち越さざるを得ない状況になったときもきちんと予算措置をして対応していただけるものと思いますけれども、その辺の考え方について伺いしたいと思います。

○小岩畜産課総括課長 先ほど申しましたとおり、7月末現在で57%の進捗率になってございます。8月末の状況も今調べておりますけれども、現状におきましては天候等の悪影響の要素は余りなくて終われるものと見込んでおります。ただ、これからも検査を続けますけれども、前年度実施した分の結果で、また再除染をしなければいけない牧草地が出てくるかもしれませんけれども、加えまして、先ほど申したとおり、検査そのものは来年度の6月以降の再生草での検査になりますので、その分の予算につきましては、当然引き続き確保いたします。いずれ何とか今年度、除染行為そのものは終わらせたいと考えてございます。

○渡辺幸貴委員 高田委員が米価のことを言いました。感覚としては私も同感でございます。そこで、他県では、例えば、我々に改革を強いるローソンの社長ではありませんが、セブンイレブンの社長によれば、おにぎりを一生懸命に頑張ってきたと。そして、その産地はやっぱり特定のところと手を組んでやっていると、セブンイレブンはですよ。スーパーなどが産地と提携する動きがすごく多くなってきて、岩手県は積極的にやっているかという余り聞いたことがないです、他県はたくさんあるけれども。その辺の取り組みをどうしているかということが1点。

もう一つは、さっき言われた直接支払交付金の7,500円がゼロになったときに、それでも米以外のものをつくったほうが採算がとれると。さっきの報告によれば大豆などはうまくとれそうだという報告がされていますけれども、それでは大豆にいかうか、麦にいかうかと、その辺をはっきり指導していかないと、農業普及員も県にいるわけだから、その人たちが農家の人に相談されたときに何と答えているのだろうと私は不思議に思っているのです。岩手県は既に農家は来年何を耕作するか取りまとめられていますから、そのときに、米はだめだから来年は何もしないで草でも刈って、それでも中山間地域等直接支払交付金をくれるのかどうか。耕作していないから、おまえにはくれないのだと言われると2万1,000円ももらえないという問題は深刻な事態を招くのだろうと思うのです。今から中山間地域等直接支払交付金はどういう状態になっても適用されるのだよとか、荒廃する前に、こういう状態であってもお金を払っていくのだから、やっぱり、大豆か何かつくりなさいとか、そういう方向性を示してもらわないと、農家は来年の取りまとめをされて困

ていると思いますよ。私自身だって困っている。その辺についてはいかがでしょうか。

○**上田流通課総括課長** 米等に関してのスーパー等での販売についての御質疑でございました。それぞれのスーパーは系列がございまして、なかなか私どもが入り込めないといったところもあれば、全面的に県産米を使っていただくというところもございまして。できる限り私どもでアプローチをしながら、ぜひ県産米を買っていただき、お使いいただき、地元の方々を中心に食べていただくということの取り組みを進めておるところでございまして。委員からなかなか動きが見えないというお話がございました。そういったことでは、私どもの努力なり、取り組みはこれからもっとやらなければならない点もあろうかと思っております。ぜひこれから精力的に取り組みを進めてまいりたいと思います。

○**星野水田農業課長** 食料米以外の対応でございまして、確かに今食料米の値段が下がってございますので、対策ということになります。場所によってはいろいろと向き不向きもございまして、どうしても米で転作をしなければいけないといったところにつきましては、飼料用米なり、ホールクroppサイレージなり、そういったものを収益性でこのくらいあるのだというのを示しながら指導してまいりたいと思います。

今、農業協同組合を巡回させていただきまして、来年度以降どのような取り組みを続けるのかというのを聞き取りまして、それをいろいろとまとめまして、情報提供や県の方針を決めていきたいと考えております。

○**渡辺幸貫委員** さっきのスーパーの米については、例えば、秋田県はおにぎり用の品種を開発して、売り込んで大量に使わせるのですね。そういう取り組みをしないと相手先が取り込んでくれないと思いますよ。だから、そういうことも考えてやってみていただきたいと思います。

さっきの後のほうの答えですけれども、例えば飼料米とか、そんなことをおっしゃったけれども、実際に採算がとれるのですか。例えば、えさのものは今 20 円台ですよ。そうすると、もみを持ってきて皮をむいて、それを石巻市かどこかに持って行って、用途のある例えば養鶏農家に対して、粉碎して飼料米が生きる、そういうルートでしょう。そうすると採算的に全く合わないのです。なぜかという、米と同じように乾燥しなければいけませんから。そして皮をむいてえさ工場に持って行って、目的のところへ運びます。ところが、目的のところはそれだけの量がありませんでした。そんなに言われても高くなり過ぎてしまって採算が合いませんと。それが今の現実ですよ。私もえさ工場に行きました、石巻市でもどこでも。だけれども、彼らはやれないと言っている、はっきり言って。だから、その辺は本当にオブラートではなくて、現場に行って、これは本当にできるのか、できなかったらホールクroppサイレージにしようとか、具体的に言わないと、農家は今米つukれないのだから、つukれないときに何つukるかということをしちっと教えてもらわないと、今までと同じ答えをいただいたのでは農家は納得しない。再度答弁を。

○**星野水田農業課長** 確かにえさ工場との関係がございまして、要るとか、要らないとかありますけれども、平成 27 年産の飼料用米につきまして、10 月中に県内の需要をまとめま

して、それぞれの地域で、稲作農家と畜産農家がうまくマッチングを図れるように地域協議会を通じて指導していきたいと考えます。そのときに固有の課題が出ると思っていますので、それらの課題を一つずつ解決できるように農業協同組合も含めて対応していきたいと考えています。

○喜多正敏委員 出来秋を迎え、収穫の時期だと。先ほど米価の話が、過剰米ということが出てきて、その解決策で今お話がありました飼料米というのが出てきたわけです。平成26年度の飼料米の作付面積は把握されているのか。あるいは主食米から飼料米にするということもあるのではないかと思いますけれども、実績については把握されているのか。収入確保ということに対して、米価下落の対策を今検討しているということであれば、飼料米に作付に基づいて原価以下は当面どうなるのか。そして、米だけでやっている人もいるかと思いますが、それがどうなるか、プロダクトリスクを鑑みながら対策というのは必要になってくると思います。実績、それから平成27年はこれから話をするということですが、話をしてみなくても今渡辺委員がお話しされたとおり、もう課題は出ているわけで、むしろマッチングを図るときには、そうした課題についてはこう解決していくという提案が準備できているようにしないと、話をしてから課題を抽出して対応していくという悠長なことでは立ち行かないのではないかと考えているのですけれども、その辺について伺いたい。

○星野水田農業課長 平成26年産の飼料用米でございますけれども、前にお答えしましたが、国では9月末には公表するようになってございますけれども、事情が事情ですので、県で独自に調査してございまして、今年度の飼料用米の面積は約2,000ヘクタールになっております。これは平成24年度水準でございます。

実際に平成27年に取り組む際の提案ということで、今、各農業協同組合を回っておりまして、来年、主食用米なり、飼料用米、いろいろな米の分野、麦なども含めて、どれを取り組まれるかという話を聞いております。その中でいろいろ課題をいただいておりますので、平成27年産の飼料用米の調査に基づいてマッチングといったところの際には、お聞きした課題なども、解決方法も含めて提案してまいりたいと考えます。

○喜多正敏委員 課題についての対応は、平成27年度予算の中に反映をして、解決方法を提案するという事になると思います。話をしてから、また事業を考えて予算化してとなると間に合わなくなるということがあるので、迅速にやっていく必要があるのではないかと。それが第1点。それから2,000ヘクタールですが、この中で、飼料米専用の種子を植えるの作付面積と、主食米を飼料米にするという面積の割合はどうなっているか、それから2,000ヘクタールを前提としたときの収入面での金額の把握されているのか、試算されているのかどうか伺います。

○星野水田農業課長 飼料用米の課題ですけれども、現時点で一番大きいのは、置く場所をどうするかという話がありますので、これにつきましては既存の事業で、平成26年度からでも活用できますし、平成27年度にふえそうな話もございまして、それに向けて十分

対応できる状況であります。

専用品種の割合でございますけれども、岩手県の場合、県の品種と国の品種も入ってございまして、大体8割の1,600ヘクタールが専用品種の割合と見ております。ちなみに、一番主食用品種の割合が高かったのが平成24年の3割でございまして、県とすればほかの県よりも専用品種、専用品種の率が高いと思っております。

収入につきましては、今米価が下がっているという話がございまして、それを足した場合と、あと飼料用米が最高額でもらった場合の比較をございまして、飼料用米はたくさんとれると10万5,000円、追加加算がございまして13万円になりますけれども、これが国から入ってきます。食用米の場合は、大体1万4,000円くらい来ていますので、これに7,500円を足すと、1反歩当たり大体13万円くらいになります。ですから、今の時点だと飼料用米をたくさんとった場合と、県南部のひとめぼれをとった場合というのは拮抗している状態と見ております。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって本日の調査を終了いたします。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の9月の県内調査についてであります。お手元に配付しております平成26年度農林水産委員会計画（案）のとおり実施することとし、調査の詳細については当職に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ありがとうございます。御異議なしと認め、さよう決定いたします。

追って通知いたしますので、御参加をお願いいたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。